

中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

(1) 協業組合

協業組合は、組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的としています。

協業組合が行う事業は、協業の対象事業、関連する事業及びこれらに附帯する事業です。

(2) 商工組合

商工組合制度は、昭和32年に制定された「中小企業団体の組織に関する法律」に基づくもので、業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善発達を図ることを目的とする同業組合制度としての性格を持っています。

中小企業者が協同して、指導等事業、共同経済事業（出資組合に限る）を行うことにより、その営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とします。

（注）商工組合には、出資組合と非出資組合とがあり、出資組合は共同生産、共同加工、共同販売、共同購入、共同保管、組合員に対する事業資金の貸付け等の共同経済事業も併せて行うことができます（なお、出資組合である商工組合と事業協同組合とは、相互に組織変更することができます）。

(3) 商工組合連合会

商工組合の連合体であり、会員である商工組合又は商工組合連合会の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とします。なお、商工組合連合会の事業は商工組合の行う事業とほぼ同様です。